

[事案 28-149] 特約無効・保険料返還請求

・平成 29 年 2 月 8 日 裁定終了

<事案の概要>

給付金を請求したところ、責任開始前発病が発覚したが、契約締結前に罹患していたのであれば、そもそも特約を契約できなかったはずであることを理由として、特約の不成立および既払込保険料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 7 月に 3 大疾病保障定期保険特約やがん入院特約を付加して契約した終身保険について、平成 28 年 2 月に胃がんの摘出手術を受けたことから給付金を請求したが、責任開始前の罹患であることを理由として、がん入院特約は無効となり、3 大疾病保障定期保険特約はがんを保障の対象外とされた。

しかし、契約締結前に胃がん罹患していたのであれば、そもそも 3 大疾病保障定期保険特約は契約できなかったはずであることから、特約を不成立とし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約時にがん罹患したことがあるとの認識がなかった場合であっても、急性心筋梗塞および脳卒中等についての保障は受けることができることなどから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、特約の不成立および既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。